

児童手当のお知らせ

日頃は、町政に対しご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

このお知らせは、下記申請対象に該当すると思われる受給者様宛にお送りしています。

児童手当の受給は高校生年代で終了となりますが、大学生年代の児童は第3子加算のカウント対象になります。

令和8年4月1日以降、大学生年代以下の児童を合計3人以上養育し、かつ高校生年代以下の児童が1人でもいる場合同封しました申請書類の提出をお願いします。

期限内に申請いただくことで、引き続き第3子加算の算定を受けることができます。

また、児童を養育しなくなった場合は速やかに届出をお願いします。

【申請対象者】

次の全てに当てはまる方

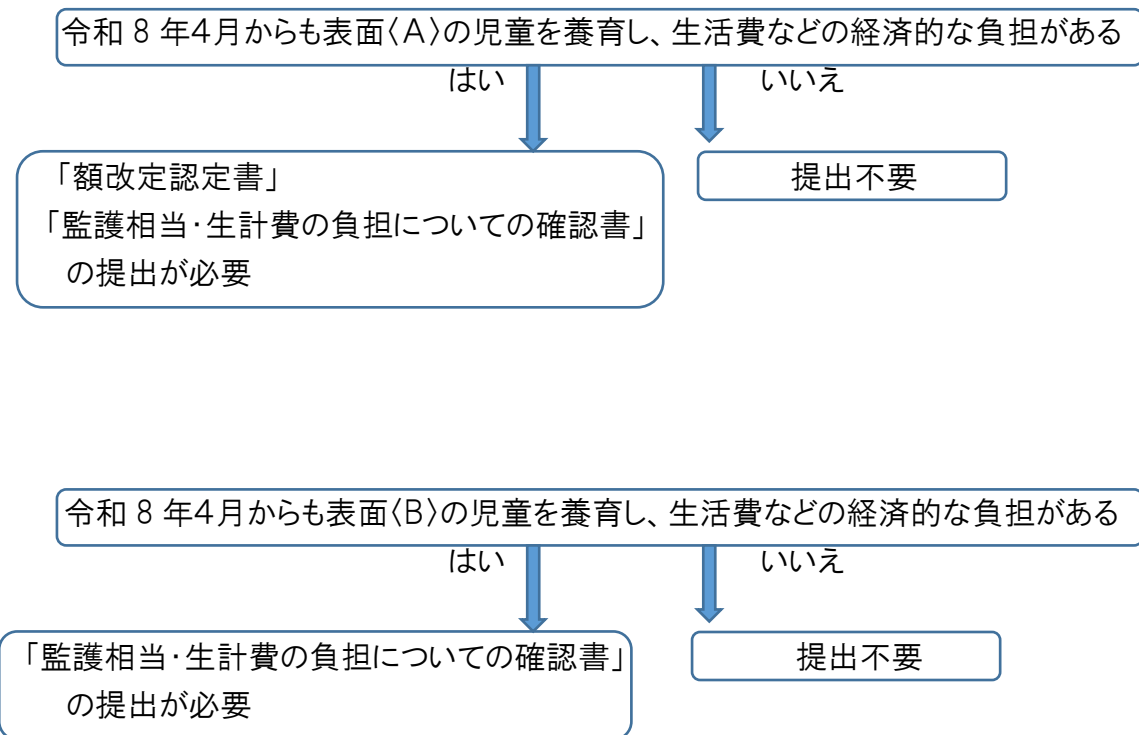
- ① 川辺町から児童手当を受給中
- ② 令和8年度以降も第3子加算(3人目以降月額3万円)の対象児童を養育する
- ③ <A>令和8年3月31日に18歳年度末を迎える児童または
令和8年3月31日に短大、専門学校生等を卒業予定(22歳年度末より前に卒業予定)の児童を養育している
- ④ 4月からも③の児童を引き続き養育し、生活費などの経済的な負担をしていく

提出期限: 令和8年4月末日

※提出期限以降の提出の場合は提出があった月の翌月分から算定児童の変更を行います。

裏面のフローチャートを参考にしてください。

【フローチャート】



【問い合わせ先】

川辺町役場 住民課 TEL:0574-53-2513